

# **■** ブティックス株式会社

2022年4月12日

各位

会 社 名 ブティックス株式会社

代表者名 代表取締役社長 新村 祐三

(コード番号 9272 東証グロース)

問合せ先 執行役員 管理本部 部長 小林 範士

(TEL 03-6303-9431)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

ブティックス株式会社(東京都港区、代表取締役社長 新村祐三 以下「当社」といいます)は、2022 年 4 月 12 日開催の取締役会において、2022 年 6 月 24 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 定款の一部変更

(1)提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (イ) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (ロ) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (八) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (二) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期 日経過後に削除するものといたします。
- (2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 24 日 (金)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 24 日 (金)

#### 《本リリースに関するお問合せ》

ブティックス株式会社 管理本部 IR 担当

TEL: 03-6303-9431 (平日 9 時~18 時) Email: ir@btix.jp

以上

### 【別 紙】

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	<削除>
なし提供)	
第18条 当会社は,株主総会の招集に際し,	
株主総会参考書類, 事業報告, 計算書類及び	
連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係	
る情報を, 法務省令に定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で開示することにより, 株主	
に対して提供したものとみなすことができる。	
<新設>	(電子提供措置等)
	第18条 当会社は,株主総会の招集に際し,
	株主総会参考書類等の内容である情報について
	電子提供措置をとる。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部又は一部について,
	議決権の基準日までに書面交付請求をした株主
	に対して交付する書面に記載することを要しないも
	<u>のとする。</u>
附則	附則
(監査役の責任免除に関する経過措置)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
<条文の省略>	<現行どおり>
<新設>	(株主総会資料の電子提供に関する経過措
	置)_
	1 定款第18条(株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示とみなし提供)の削除及び定款
	第18条(電子提供措置等)の新設は,
	2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず, 2022年9月1日
	から6カ月以内の日を株主総会の日とする株
	主総会については,定款第18条(株主総会
	参考書類等のインターネット開示とみなし提
	供)は,なお効力を有する。
	3 本条の規定は, 2022年9月1日から6カ

現行定款	変更案
	月を経過した日又は前項の株主総会の日から
	3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれ
	を削除する。